

基本計画の検討資料

(令和4年5月13日時点)

第4章 基本政策4【市民生活】

第1節 地域活動	1
第2節 地域経済振興	3
第3節 環境保全	6
第4節 生活環境	8

第Ⅰ節 地域活動



【現況と課題】

- 地域によるコミュニティ活動は、住民の自主的な活動が基本です。同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行うためには、住民相互による連帯や心が通い合う地域コミュニティが重要となります。
- 地域コミュニティの核である町内会の加入率は、56.7%（令和4年1月1日現在）と、近隣の自治体に比べるとやや高い水準となっていますが、年々減少傾向にあります。
- 町内会では、活動の担い手の不足や高齢化が課題となっており、今後も活動の活性化に向けた支援が求められます。
- ボランティア活動を安心して行うことができる環境づくりに加えて、市民の自主的な活動を支援して、ボランティア・市民活動の活性化を進めることが重要です。
- 新座市の外国人住民人口数は、68か国、3,669人（令和4年4月1日現在）であり、平成23年と比較すると、およそ1.5倍に増加し、市の人口の約2.2%を占めており、在留資格の緩和等を背景に今後も更なる増加が予想されます。このため、外国人市民のニーズに合った意見や要望を把握し、市政に取り入れる取組が必要です。
- 新座市では、フィンランド共和国ユヴァスキュラ市、中華人民共和国河南省済源市及びドイツ連邦共和国ブランデンブルグ州ノイルッピン市と友好（姉妹）都市提携を締結し、市民の相互交流を進めてきましたが、交流事業を開催する機会が減少しています。
- 日本人住民と外国人住民が共に地域社会を支え、共に歩む多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人住民に対し必要な支援を行い、同じ地域社会の一員として理解し合う地域社会を築いていくことが重要です。

施策1 コミュニティ活動の推進

【主な施策展開】

(1) 地域コミュニティへの支援

- 地域で子どもや高齢者を見守るといった、同じ地域に住む人同士が協力して住みよいまちづくりを行う町内会・自治会を中心とした地域住民によるコミュニティへの支援に努めます。
- 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。
- 市立集会所の管理、公園の清掃など、住民自らが使用する地域における施設の管理等を行うことで、自治意識の高揚を図るとともに、自主的な活動の活性化に努めます。

(2) コミュニティの拠点整備

- 地域コミュニティの活動拠点となる市立集会所については、利用実態や維持管理に係る費用も勘案し、施設の在り方を含めた整備の方向性について検討します。
また、町内会等が実施する地域会館等の整備に対し、助成を行います。

施策2 ボランティア・市民活動の推進

【主な施策展開】

(1) ボランティア・市民活動の支援

- ボランティア・市民活動に関する情報を発信するとともに、より効果的な収集と発信の方法を検討します。
- 活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用を継続するとともに、登録者に対し制度内容の周知を図ります。
- **市民や団体がボランティア・市民活動を新たに行いやすい環境づくりや、活動に対する支援について検討します。**

施策3 国際化の推進

【主な施策展開】

(1) 国際交流の推進

- 3か国の友好（姉妹）都市との間において、教育機関と連携し、**オンライン等を活用した**市民レベルの相互交流の拡充を図ります。
- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、出前講座や市民活動団体への支援などを通じて、国際交流機会の拡充を図ります。

(2) 多文化共生のまちづくり

- 国籍を問わず、外国人市民が適正に行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を適時入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化にふれあう場を設けるとともに、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会の充実を図ります。

第2節 地域経済振興



【現況と課題】

- 社会全体のDXの取組が加速しています。こうした中、企業活動においてもデジタル化を推進し、新たなビジネスモデルの確立につながる段階への到達を目指すことが重要となっています。
- 新座市には、約5,600以上の事業所が存在し、その多くが中小企業です。これらの中小企業では、日本全体の景気動向の影響を受けやすいため、安定的な経営基盤の構築に向けた支援が求められています。また、経営者の高齢化や後継者が不在のため、廃業せざるを得ないケースが増加しており、事業承継を円滑に進めるための相談や支援体制の充実が求められています。
- 商業については、新座駅周辺の土地区画整理事業などに合わせ、新たな商業集積地や、にぎわいのある商店街の形成に向けた支援等に努めてきました。今後も、既存の地域商店街の活性化や空き店舗対策を講じる必要があり、若手後継者の育成支援を進めることも求められています。
- 工業については、首都圏の有力な工業適地として工場の進出が進み、現在では出版・印刷が多く立地しています。今後は、既存工業の競争力強化を支援するとともに、首都近郊という立地の優位性を踏まえた企業誘致の促進についても検討していく必要があります。
- 農業については、農家数と耕地面積が年々減少傾向にあり、農地の適正な保全、農業経営の近代化と後継者の確保、市民に身近な農業と地産地消の推進などが求められています。
- 就職に役立つ知識や求人情報の提供だけでなく、短時間勤務や在宅勤務等、多様な労働環境や就業形態に対応した新たな就労支援の在り方について検討が求められています。
- 新座市では、消費者被害のない環境づくりに取り組んできました。今後も最新の情報の発信や啓発事業を通じて、誰もが安心して消費生活を送ることができる環境を整えていく必要があります。また、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、若年層における消費者被害の拡大防止に向けた対策が求められています。

施策1 中小企業の経営基盤の強化

【主な施策展開】

(1) 中小企業の育成・支援体制の充実

- 景況や経営ニーズに即した融資や支援制度、経営相談の充実などを関係機関と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。
- 起業・創業を目指す人を対象とした、相談体制の充実や創業資金の支援に努めます。
- 中小企業の経営者の高齢化、後継者不足に対する課題を解決するため、関係機関と連携を図り、事業承継に関する相談や支援の充実を図ります。
- デジタル社会の進展に伴う、新たなビジネスモデルへの対応が図れるよう、中小企業のデジタル化を支援します。

施策2 商工業の充実

【主な施策展開】

(1) 商工業振興の充実

- 商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う各種事業を支援します。
- 所有者及び関係機関と連携しながら、空き店舗の有効活用の方策について検討し、有効活用に努めます。
- 販路開拓や生産性向上に資する経営相談や各種支援の充実を図ります。
- 市内の特色ある商工業者の魅力を市内外に発信するため、商工会等の関係機関と連携を図り、イベント等を通じてPRを図ります。
- 土地区画整理事業等に合わせて、産業利用に適した用地の創出や、多様な産業の誘致について検討します。

施策3 都市農業の振興

【主な施策展開】

(1) 都市近郊型農業の振興

- 新たな農業技術について引き続き調査研究しながら、農業経営基盤の強化のための支援や、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。
- 引き続き農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。

(2) 農地の保全

- 農業の基盤である農地の保全手法について調査研究し、農地を計画的に保全します。また、生産者の意向を踏まえ、生産緑地の指定解除を極力抑え農地として継続できるよう、新たな手法を関係者と連携して検討し、導入に努めます。

(3) 身近な農業の推進

- 市民に身近な農業と地産地消を推進していくため、新たな手法を調査研究しつつ農産物直売施設の充実を図るとともに、レジャー農園及び農業体験農園などについて周知を図っていきます。

施策4 就労支援体制の充実

【主な施策展開】

(1) 就労支援体制の充実

- 就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し求人情報の効果的な収集と提供を行います。また、在宅での就労ニーズを踏まえ、市民・事業者に対しICTなどを活用した新しい働き方の周知に努めます。
- 関係機関と連携し、新卒者、女性・中高年者の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。
- 男女や年代を問わず、就業や悩みごと相談を継続的に実施します。

施策5 豊かで安心できる消費生活

【主な施策展開】

(1) 消費者意識の向上

- 幅広い世代に向けた消費生活に関する情報発信を行い、消費者意識の向上を促します。**また、成年年齢の引き下げに伴う若年層への情報発信の強化に努めます。**

(2) 相談支援体制の充実

- 消費生活に関する最新情報の収集に努め、迅速に市民に発信します。
- 市民に対して、的確な相談窓口への案内を行います。また、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。
- 新座市消費生活センターの運営を通じて、消費者被害の対策に取り組みます。また、消費生活講座の開催や啓発事業により、消費生活に関する基礎的な知識を消費者に広めることで、誰もが安全かつ安心して消費生活を送れるような環境づくりに努めます。

第3節 環境保全



【現況と課題】

- 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。また、2018年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「1. 5°C特別報告書」を受け、世界各国で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す動きが広がっています。
- 我が国においても、地球温暖化を原因とする猛暑日の増加や集中豪雨などの気象災害が頻繁化、激甚化する中で、地球規模の課題解決に向けて再生可能エネルギーの有効活用などの取組が進められ、さらに2020年10月には、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。
- 新座市では、脱炭素社会の実現を目指すゼロカーボンシティ宣言を表明するとともに、温暖化対策に資する賢い選択を促すCOOL CHOICE（賢い選択）運動に賛同するなど、温室効果ガス排出抑制につながる取組を進めています。
- 今後も、野火止用水や武蔵野の雑木林など、水と緑に恵まれたまちであることをいかしつつ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしながら、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用等、循環型社会の構築に向けて取り組む必要があります。
- ごみの減量と資源の有効活用を進めるため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の実践に向けた市民・事業者の意識高揚に努めるとともに、効率的な収集体制の確保、中間処理、再資源化に適した収集・運搬形態の確立に努める必要があります。
- 災害廃棄物への対応や、高齢等によりごみ出しが困難な世帯への支援など、新たな課題への取組が求められています。
- ごみの中間処理については、新座市と志木市・富士見市の3市で構成する志木地区衛生組合により実施されています。長寿命化や環境負荷の低減を図るため、令和4年度にごみ焼却施設更新工事が完了しました。

施策Ⅰ 脱炭素社会の推進

【主な施策展開】

(1) 環境負荷の低減と市民意識の高揚

- 国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指した取組を進めます。
- 市民の環境に関する意識の高揚を目的として、幅広い年代に向けた環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギー導入を推進するとともに、省エネルギー・システムの設置の普及に努めます。

施策Ⅱ 循環型社会の推進

【主な施策展開】

(1) ごみ減量化対策と資源循環の促進

- ごみの発生抑制や再使用、再資源化を促進するため、啓発を行うとともに、家庭内の余剰食品の活用を図ります。
- 事業者に対し、ごみの適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出など、ごみの再資源化・減量化について、啓発を行います。
- 町内会を始めとする市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援するとともに、資源ごみの不正な持ち去りへの対策を進めます。
- 技術開発や社会情勢の変化などに応じ、新たな再資源化の方法を検討します。

(2) ごみ処理体制の充実

- 確実で効率的なごみの収集・運搬体制を確保するとともに、災害時の対応やごみ出しが困難な世帯への支援策を推進します。
- 公平性の確保や安定的な収集運搬・処理体制の確立のため、志木地区衛生組合及び組合構成市と連携を図りながら、家庭ごみの有料化について検討を進めます。
- 環境負荷の低減や効率的な中間処理・再資源化のため、志木地区衛生組合と連携して、ごみの分別収集体制などについて検討を進めます。

第4節 生活環境



【現況と課題】

- 公害防止対策については、法令等に基づく事業所・工場等への指導、立入検査のほか、騒音・振動等の監視や大気・水質の汚染などに対する定期検査を実施しており、概ね環境基準を達成しています。
今後も関係機関と協力しながら事業所・工場などへの指導、立入検査の実施を継続して取り組むことで、環境基準の確保し、快適な生活環境を維持していくことが求められます。
- ポイ捨てや路上喫煙など、身近な生活環境に対する相談が多く寄せられています。こうした問題を解決するためには、市が積極的に周知・啓発を行い、市民一人一人の環境美化意識の向上を図る必要があります。
- 野生鳥獣については、ムクドリ、カラス、アライグマ等による人への被害を抑制する必要があります。
- ペットの飼い方については、飼い主が法令における手続や必要なマナーを順守し、終生飼養することが求められており、市として、これを推進するための取組が必要です。
- 河川の水質悪化の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道に接続されていない建物等に対して、浄化槽の適正な維持管理等について周知・啓発を行う必要があります。
- し尿処理業務については、新座市と朝霞市・志木市・和光市の4市で構成する朝霞地区一部事務組合により実施されています。処理量の減少と、施設の老朽化に対応するため、平成30年度に新たなし尿処理施設を整備しました。
- 墓地行政については、社会情勢の変化により、葬儀、納骨の在り方などが多様化しており、これに柔軟に対応していくことが求められています。
- 新座市には、陸上自衛隊朝霞駐屯地及び米軍大和田通信所が所在し、航空機の飛行、訓練等に伴う騒音や周辺環境の保全など、様々な問題を抱えているため、周辺住民への配慮が必要です。

施策Ⅰ 安全で快適な環境の創出

(1) 公害対策の推進

- 大気・土壤・地下水の汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。
- 騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施するとともに、県と連携して地盤沈下や化学物質による汚染状況を監視し、状況に応じて必要な対策を講じます。

(2) 快適な生活環境の実現

- 不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん便などの防止を図るとともに、駅周辺の路上喫煙禁止地区において、巡回パトロールの実施及び路上喫煙禁止地区の周知を図ります。
- 無秩序な土砂等のたい積の防止や空き地の適正な管理などを推進します。また、土地管理者に協力を要請しながら不法投棄の防止にも努めます。
- 生活環境保全のため、野生鳥獣の適正な管理を行います。また、生態系保全のため、特定外来生物の駆除を行います。
- 畜犬登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、狂犬病予防対策の充実に努めます。**また、ペットの適正飼育や終生飼養について、飼い主の意識向上に努めます。**
- 凈化槽の適正な維持管理や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を行います。

- し尿の処理については、朝霞地区一部事務組合において、効率的かつ、効果的な適正な処理を実施します。

(3) 墓園・斎場等の整備・改修の推進

- 市営墓園については、斎場や園内施設の老朽化に伴い、計画的な改修や修繕を進めます。また、多様化するニーズに対応するため、合葬墓の設置に向けた取組を進めます。

- 市内の墓地区域については、地域住民の生活環境が損なわれることのないよう、必要な指導及び助言を行います。

(4) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進

- 航空機の飛行や訓練等による周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。